

市が狩猟免許取得・法定猟具などの購入をサポート

【狩猟免許について】

狩猟は鳥獣保護法で「法定の期間に法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと」と定められており、狩猟免許を取得する必要があります。狩猟免許は使用する猟法により、網猟免許・わな猟免許・第一種銃猟免許・第二種銃猟免許があります。わな猟免許では、「はこわな」や「くくりわな」といった猟法を使って狩猟をすることができます。第一種銃猟免許では、装薬銃を使って狩猟をすることができます。(実際狩猟をする際には、都道府県への狩猟登録が必要。また、第一種銃猟免許の場合には、銃砲刀剣類所持等取締法による銃の所持許可が必要。)

【狩猟免許試験について】

免許取得試験は、滋賀県が実施しています。試験日程は表のとおりです。

	試験日	申込期間
第1回	7月13日(土)	6月 5日(水)から 6月19日(水)まで
第2回	9月 6日(金)	7月29日(月)から 8月 9日(金)まで
第3回	12月 8日(日)	10月29日(火)から 11月13日(水)まで

問い合わせ
滋賀県甲賀森林整備事務所 ☎63-6116

なお、試験についての予備講習会が、滋賀県猟友会において計画されています。(申込等詳細については滋賀県猟友会までお問い合わせください。)

問い合わせ
滋賀県猟友会 ☎077-525-7304

【市による補助金制度について】

- ◎狩猟免許取得支援補助金
補助対象:新規免許取得の経費
補助率:事前講習会受講料は三分の一以内。試験手数料は全額
補助限度額:10,000円/人(ただし予算の範囲内)
- ◎法定猟具購入等事業補助金
補助対象:狩猟免許保有者が法定猟具を購入・製作する経費(H25~27年度に限り、一人一回/年度申請可能)
補助率:二分の一以内
補助限度額:わなは100,000円/人、銃器は200,000円/人(ただしいずれも予算の範囲内)
(詳細はお問い合わせください)

問い合わせ
獣害特別対策室 ☎65-0734 / ☎63-4592

水道メーター交換にご協力を

- 水道メーターは、「計量法」により有効期間が8年と定められています。市では有効期限が満了する前に、新メーターへの交換作業を甲賀市管工事協同組合に委託して実施しますので、次の注意点をご覧いただきご協力をお願いします。
- ①6月から毎回数月に、甲賀市管工事協同組合加盟業者が対象のお宅にお伺いして、順次、交換作業を実施いたします。
 - ②対象の方には、ハガキで交換予定日と業者名をお知らせします。
 - ③交換に伴う費用を請求させていただくことはありません。
 - ④交換時の立会いは、必要ありません。
 - ⑤メーターの交換の際には、一時的に(通常5〜20分程度)断水します。
 - ⑥止水栓の不良等で交換ができない場合は、後日修繕工事の上、実施します。
 - ⑦市の設置以外で、有効期限の8年が経過しているものは、所有者において交換をお願いします。

「使用水量のお知らせ」(検針票)レイアウト変更

現在の「市税等口座振替(納付)通知書 市税等口座振替結果のお知らせ」(庄着ハガキ)の発送が9月で終了することに伴い、9月の水道検針時より使用水量のお知らせ(検針票)に、水道料金・下水道使用料の請求予定金額、前回の使用水量を掲載予定としています。

問い合わせ
上下水道料金課
☎06-80014 / ☎06-80032

復興の 未来と生命(いのち) 照らす水 —第55回水道週間—【6月1日~7日】
毎日使用している水道水は、生活に欠かせないものです。この機会に1人ひとりが水を大切にしよう心がけ、水の大切さについて考えましょう。

市ユニバーサルデザイン推進協議会委員募集

誰もが住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らしていける地域づくりをより一層進めるため、地域におけるユニバーサルデザイン(全ての人が利用しやすい施設やシステムづくりなど)の推進が必要です。市は、ユニバーサルデザインをどのように進めるか、また、啓発や広報活動などについて、さまざまなご意見をいただくことを目的に推進協議会を設置し、推進委員として、福祉について関心のある方を委員として募集します。

- 【対象】市内在住の20歳以上で福祉に関心のある方
- 【募集人員】1名
- 【任期】平成25年6月~平成27年3月
- 【申込方法】ユニバーサルデザインについての考えや思いを、400字程度(様式自由)で記入していただき、①住所、②氏名、③連絡先(電話、FAX、メール等)を明記の上申込み。
- 【提出場所】社会福祉課または各地域市民センター(旧支所)
- ※FAX、メールでの提出も可能
- 【申込期限】6月14日(金)

問い合わせ
社会福祉課 福祉政策係
☎051-07000 / ☎03-400815
メールアドレス
koka10253000@city.koka.lg.jp

庁舎改修整備基本設計業務の公募を開始

今年度、庁舎改修整備の基本設計に取り掛かるため、公募型プロポーザル方式により設計業者の募集を開始しました。今後の予定は次のとおりです。

- 募集期限 6月6日(木)まで
- 第1次審査(書類審査) 6月中旬
- 技術提案書提出期限 7月8日(月)まで
- 第2次審査(プレゼンテーション等) 7月13日(土)

第2次審査のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開で開催を予定しています。7月下旬には、基本設計業者が決定する予定です。詳しい情報はホームページに順次掲載していきます。

問い合わせ
庁舎整備室
☎051-09601 / ☎03-45001
ホームページ
http://www.city.koka.lg.jp/

(差出人)			
住所	〒		
氏名	性別	男・女	
電話	年齢	歳	
回答を希望されるか選択してください			
要		不要	

◎公表してもよい方は下記の「公表してもよい」に、公表してほしくない方は「公表しないでほしい」に○印を付けてください。

内容の公表 公表してもよい・公表しないでほしい